

たつの市人工芝多目的グラウンドネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

たつの市では、人工芝多目的グラウンドの供用開始に合わせ、施設の安定的な運営・管理のための財源確保を図るとともに、民間活力の導入により施設の魅力向上や地域活性化に繋げるため、施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業等を募集します。

2 対象施設

施設名	たつの市人工芝多目的グラウンド
所在地	たつの市御津町碓岩 3 1 8 番地 1 外
供用開始	令和 9 年 4 月 1 日（予定）
施設の概要	・敷地面積 14,692㎡ ・施設詳細 人工芝グラウンド（104m×65m 1面）
施設の主な用途	サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ、モルック等
看板等の設置箇所	選定後、別途協議

3 募集の概要

（1）応募資格

自らがネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）となることを希望する企業（個人を除く。）等が応募できます。ただし 1 社 1 提案に限ります。

次のいずれにも該当しない企業等が対象です。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ② 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- ④ たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成 24 年告示第 1 号）第 3 条に規定する入札参加排除措置を受けている者
- ⑤ ネーミングライツの募集開始公告日から選定結果通知までの間、兵庫県及びたつの市から指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者
- ⑥ たつの市税及び県・国税を滞納している者
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う者
- ⑧ 政治団体、宗教団体

(2) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、最低募集金額を100万円／年（消費税別途）とします。年額を1万円単位で提示してください。

※1 会計年度ごとのネーミングライツ料は、当該年度分を指定する日までに市の発行する納付書により全額納付していただきます。

※2 納付したネーミングライツ料は、還付できません。ただし、特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

(3) 契約期間

契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とし、その間、愛称を使用することができます。

なお、契約期間終了前の10か月前までにパートナーから更新の申し出があった場合には、ネーミングライツプロポーザル審査委員会の審査を経て、優先交渉権を付与し更新可能とします。

また、社会的信用を失う行為等により、施設のイメージが損なわれるおそれのある場合など、パートナーとして適当でないと認められるときは、市は契約を解除できるものとします。この場合、表示中の看板等の原状回復費用は、パートナーの負担とし、契約残期間がある場合には、納入済みのネーミングライツ料に係る契約期間を除くネーミングライツ料の10分の1に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。

(4) 愛称付与

希望する愛称を提示してください。なお、愛称名には「たつの」及び「グラウンド」を含めて下さい。

なお、表記に使用する文字は、平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット、数字に限りです。

ただし、施設にふさわしい愛称であり、次の①から⑬に該当しないものとします。

愛称は、「●●●たつのグラウンド」・「たつの●●●グラウンド」のように、「●●●」の部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することができます。

なお、混乱をさけるため、原則として契約期間中の愛称変更はできません。

- ① 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ② 社会問題についての主義・主張に関するもの
- ③ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ④ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ⑤ 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- ⑦ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑧ 法令、規則等に反するもの
- ⑨ 求人広告に関するもの
- ⑩ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- ⑪ 貸金業に関するもの

- ⑫ 市が推薦しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- ⑬ その他、当該施設の愛称として適当でないと認めるもの

(5) 愛称表示

ア) 使用期間

愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとします。

イ) 表示等の設置に要する経費

施設の看板、銘板、敷地内サインの新規設置に要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、パートナーの負担となります。施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、施設所管課と協議のうえ決定します。

※1 愛称使用の開始日において、設置が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

※2 契約期間中、設置した看板等が老朽化、毀損、汚損した場合は、パートナーにより更新、修繕を実施してください。

※3 パンフレット等の印刷物・ホームページの表示は、施設所管課が実施します。

ウ) 原状回復

契約期間終了後の原状回復に要する費用は、パートナーの負担となります。

また、原状回復のための工事は、パートナーによる施工とします。

ただし、施工範囲、実施時期及び内容は、施設所管課と協議の上決定します。

4 申込方法等

(1) 募集期間

令和8年10月5日（月）から令和8年11月10日（火）までとします。

(2) 申込書類

下記の書類をA4版フラットファイルに製本のうえ、それぞれの提出書類にインデックスを貼り付け、正本1部、副本1部を提出してください。

なお、申込書類の様式については市ホームページよりダウンロードしてください。

- ① ネーミングライツ申込書（様式1）
- ② 企業等の概要（任意様式又は様式2）
- ③ 役員一覧表（任意様式又は様式3）
- ④ 定款
- ⑤ 登記事項証明書（法人登記簿謄本：3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 財務諸表（直近3年分）
- ⑦ 納税証明書（直近1年分）

※課税されている国税及び地方税について、管轄税務署、都道府県及び市が発行する滞納がないことの証明書

- ⑧ 誓約書（様式4）

⑨ 地域貢献に対する計画、考え方について（様式5）

※提出された申込書類は、返却いたしません。

※申込書類に不備、虚偽の記載があった場合は、失格となります。

※申込書類に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

（3）提出先

〒671-1301

兵庫県たつの市御津町黒崎 1730

たつの市教育委員会事務局教育事業部スポーツ振興課 たつの市立御津体育館

電 話 079-322-3012 F A X 079-322-3016

メール mitsutaiikukan@city.tatsuno.lg.jp

（4）申込方法

上記提出先に、持参又は郵送で申し込みをしてください。持参の場合、月曜日を除く、午前9時から午後5時までに申込書類を持参してください。

郵送の場合、募集期間最終日までの消印有効とします。なお、書類に不備がある場合は失格となります。

5 選定方法等

（1）選定方法

募集期間終了後、ネーミングライツプロポーザル審査委員会を開催し、提出書類により優先交渉権者を選定します。

なお、審査の内容及び質問、異議申し立てはできないものとします。

選定基準については、別紙「たつの市ネーミングライツパートナー選定基準」を参照ください。

（2）選定結果の通知

選定結果は、決定後すべての応募者に文書で通知するとともに、決定された優先交渉権者を市ホームページ等で発表します。

（3）契約の締結

優先交渉権者は、施設所管課と契約内容等について協議し、協議が整えば契約を締結します。

6 募集から愛称掲出までの手順とスケジュール

内 容		日 程
応 募 関 係	募集期間	令和8年10月 5日から11月10日まで
	募集内容に関する質問の受付	令和8年10月 5日から10月13日まで
	質問に対する回答	令和8年10月16日までに行う
	プロポーザル審査委員会の開催 (優先交渉権者の決定)	令和8年11月中旬
	施設所管課との協議	令和8年11月下旬
	契約の締結	令和8年12月上旬
	契約締結後、パートナーにより看板設置	

7 留意事項

- ① 応募者が、応募資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- ② 応募内容が第三者の著作権を侵害する内容であった場合は、失格とする。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- ④ 応募申込後辞退する場合は、募集期間内に辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 条例上の施設名称は変更しません。
- ⑥ 契約期間中に施設改修工事等により、一時的に施設が使用出来ない場合においてもネーミングライツ料の変更や還付はいたしません。

8 問合せ・申請書類の提出先

内容について質問がある場合は、上記の質問期間内において文書にてFAX又はメールにより受付します。質問用紙に必要事項を記入の上、お問い合わせください。質問に対する回答は、応募者全員にメールにて行います。

〒671-1301

兵庫県たつの市御津町黒崎 1730

たつの市教育委員会事務局教育事業部スポーツ振興課

たつの市立御津体育館

電 話 079-322-3012 F A X 079-322-3016

メール mitsutaiikukan@city.tatsuno.lg.jp